第百五十二条及び第百五十三条を削り、第百五十四条を第百五十二条とし、第百五十五条を第百五十三条とし、第百五十六条を第百五十四条とする。

第百五十七条及び第百五十八条を削り、第百五十九条を第百五十五条とし、第百六十条を第百五十六条とし、第百六十一条を第百五十七条とする。

第百六十一条の二第一項中「、総務部、消費・安全部、生産部、経営・事業支援部、農村計画部、整備部及び統計部に置くもののほか」を削り、同条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　広報に関すること。

第百六十一条の二第二項中第六号を第九号とし、第五号の次に次の三号を加える。

六　農畜産物、飲食料品及び油脂についての物価対策に関する事務のうち地方農政局の所掌に係るものの総括に関すること。

七　農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること（総務部（北陸農政局、東海農政局及び近畿農政局にあっては、総務課）の所掌に属するものを除く。）。

八　農林水産省の所掌事務に関する相談に関すること。

第一章第三節第一款第一目中第百六十一条の二を第百五十九条とし、同条の前に次の一条を加える。

（地方参事官）

第百五十八条　地方農政局に、各地方農政局を通じて地方参事官七十六人を置く。

2　地方参事官は、命を受けて、地方農政局の所掌事務に関する重要事項に関する事務を行う。

第百六十一条の三第一項中「一人」を「二人」に、「四人」を「三人」に、「五人」を「四人」に改め、同条を第百六十条とする。

第百六十二条第十八号及び第十九号を削り、同条を第百六十一条とする。

第百六十三条中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「日本農林規格並びに食品表示基準」を「食品表示法第四条第六項に規定する食品表示基準（酒類に係るものを除く。以下「食品表示基準」という。）」に、「第二百三十五条第三号、第二百九十七条第二号及び第三百二十五条第三号」を「第百七十六条第二号、第二百九十一条第三号及び第三百七条第二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　日本農林規格に関すること（日本農林規格の制定並びに日本農林規格による格付に関する基準の策定並びに登録認定機関及び登録外国認定機関の行う業務に関することを除く。第百七十六条第一号、第二百九十一条第二号及び第三百七条第一号において同じ。）。

第百六十三条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条を第百六十二条とする。

第百六十三条の二中第十六号を第十七号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十　地方競馬の監督に関すること。

第百六十三条の二を第百六十三条とする。

第百六十四条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「流通」の下に「及び消費」を加え、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　食文化の振興に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること。

第百六十四条中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条第六号中「農畜産物、飲食料品及び油脂」を「農林水産省の所掌事務に係る物資」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　農林水産業とその他の事業とを一体的に行う事業活動の促進を通じた新たな事業の創出に関すること。

第百六十四条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　農林水産省の所掌事務に係るバイオマスその他の資源の有効な利用の確保に関すること。

第百六十四条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること（生産部の所掌に属するものを除く。）。

第百六十四条第十三号及び第十四号中「農業協同組合等検査に関することを除く。）」を削り、同条中第二十七号を第二十九号とし、第二十六号を第二十八号とし、同条第二十五号中「（農業協同組合等検査に関することを除く。）」を削り、同号を同条第二十七号とし、同条第二十四号中「（農業協同組合等検査に関することを除く。）」を削り、同号を同条第二十六号とし、同条中第二十三号を第二十五号とし、第二十二号を第二十四号とし、第二十号及び第二十一号を削り、第十九号を第二十三号とし、第十八号を第二十二号とし、第十七号を第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一　国有農地等の管理及び処分に関すること。

第百六十四条中第十六号を第十九号とし、第十五号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八　食料安定供給特別会計の農業経営安定勘定の経理に関すること。

第百六十四条第十四号の次に次の二号を加える。

十五　日本農林規格の制定に関すること。

十六　農業協同組合その他の農業者の協同組織の発達に関すること。

第百六十五条の見出しを「（農村振興部の所掌事務）」に改め、同条中「農村計画部」を「農村振興部」に改め、同条中第十号を第十六号とし、第九号を第十五号とし、第八号を第十四号とし、同条第七号中「並びに整備部の所掌に属するもの」及び「（農業協同組合等検査に関することを除く。）」を削り、同号を同条第十号とし、同号の次に次の三号を加える。

十一　土地改良財産の管理及び処分に関すること。

十二　農地の保全に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に関すること。

十三　農地の保全に係る地すべり防止に関する事業に関すること並びに農地の保全に係るぼた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関すること（地すべり等防止法の規定による地すべり防止区域及びぼた山崩壊防止区域の指定及び廃止に関することを除く。）。

第百六十五条中第六号を第九号とし、第三号から第五号までを三号ずつ繰り下げ、第二号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するための支援に関すること。

第百六十五条第一号中「作成」の下に「及び実施」を加え、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　農業の有する多面的機能の発揮の促進に関すること。

二　高齢者の農業に関する活動の促進に関すること。

第百六十六条を削り、第百六十七条を第百六十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（総務部等に置く課等）

第百六十七条　北陸農政局、東海農政局及び近畿農政局に、総務管理官一人を置く。

2　総務部に、次の二課及び厚生官一人を置く。

総務課

会計課

3　北陸農政局、東海農政局及び近畿農政局に、企画調整室、消費・安全部、生産部、経営・事業支援部、農村振興部及び統計部に置くもののほか、次の二課及び厚生官一人を置く。

総務課

会計課